

東京都板橋区文化財保護奨励金及び補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区文化財保護条例（昭和58年板橋区条例第16号。以下「条例」という。）第7条並びに第15条第1項及び第2項の規定に基づく奨励金及び補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨励金の額)

第2条 奨励金の額は、[別表1](#)のとおりとする。

(奨励金の交付申請)

第3条 奨励金の交付申請は、区長が特別の事情があると認める場合のほか毎年5月末日までに、[別記第1号様式](#)の申請書を区長に提出して行うものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の申請の際に次の各号の書類等の提出を求めることができる。

- (1) 交付対象事業計画書 ([別記第2号様式](#))
- (2) 経費予算書 ([別記第3号様式](#))
- (3) 前年度の収支予算書及び当該年度の収支予算書（交付対象者が個人の場合は除く。）
- (4) 団体に関する調書 ([別記第4号様式](#))
- (5) その他参考となる資料

(奨励金の交付決定及び通知)

第4条 区長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、交付を決定したときは[別記第5号様式](#)の通知書により、当該交付対象者に対して通知するものとする。

(奨励金の交付に係る実績報告書)

第5条 区長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けた者に対して[別記第6号様式](#)の報告書の提出を求めることができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、[別表2](#)のとおりとし、指定無形文化財及び指定無形民俗文化財についての交付対象経費の明細は、[別表3](#)のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については、当該事業の必要経費の4分の3を上限として、予算の範囲内で別に額を定める。

- (1) 条例第15条第1項の管理に要する経費のうち、防災施設設備及び保存施設設備の整備等に要する経費
- (2) 条例第15条第1項の修理に要する経費
- (3) 条例第15条第2項の保存に要する経費のうち、その保存に必要な道具等の補修・整備等に要する経費
- (4) その他区長が必要かつ適当と認める経費

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、[別表2](#)については、区長が特別の事情があると認める場

合のほか毎年5月末日までに、前条ただし書に規定する経費については、必要が生じたとき速やかに、[別記第1号様式](#)の申請書を区長に提出して行うものとする。

- 2 [別表2](#)に規定する指定無形文化財及び指定無形民俗文化財並びに前条ただし書に規定する経費についての補助金の申請に当たっては、前項に掲げる申請書に第3条第2項各号に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、区長が必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査の上交付を決定し、[別記第5号様式](#)の通知書により当該交付対象者に対して通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 第7条第2項に規定する補助金の交付決定に当たっては、区長は、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定後に事情の変更により交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことがある。
- (2) 次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、ア・イに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。
 - ア 交付対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 交付対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - エ 交付対象事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき。
- (3) 交付対象事業は、原則として当該会計年度内に完了しなければならない。
- (4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は速やかにその理由、その他必要な事項を書面により報告しなければならない。
- (5) 交付対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付対象事業の是正又は一時停止を命ずることができる。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、決定の通知の受領後14日以内に申請を取り下げることができる。
- (7) その他特に必要な事項

(補助金の交付に係る実績報告書)

第10条 第7条第2項の規定に基づく申請により補助金の交付を受けた者は、交付対象事業が完了したとき（交付対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付決定に係る会計年度の終了後、直ちに[別記第6号様式](#)の報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 区長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、これを審査し、交

付すべき補助金の額を確定し、[別記第7号様式](#)の通知書により当該交付対象者に通知しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

2 東京都板橋区文化財保存助成金補助金交付要綱（昭和45年7月1日適用）は、昭和59年4月30日に廃止する。

付 則

この要綱は、昭和61年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

別表1

奨励金の額（第2条関係）

文化財の種類	交付金額（年額）		交付対象者
	登録文化財	国又は都の文化財に指定されている登録文化財	
有形文化財 （建造物）	1件 円 50,000	1件 円 100,000	所有者等
有形文化財 （建造物を除く） 有形民俗文化財 記念物	20,000	50,000	所有者等
無形文化財 無形民俗文化財	必要額の範囲内で、個別に決定する。		保持者又は保持団体の代表者
備考			
1 件数は、文化財登録台帳の登録ごとに1件とする。			
2 同一会計年度内に補助金の交付を受けた文化財については、奨励金を交付しない。			

別表2

補助金の額（第6条第1項関係）

文化財の種類	交付金額（年額）	交付対象者
指定有形文化財 （建造物）	1件 円 100,000	所有者等
指定有形文化財 （建造物を除く） 指定有形民俗文化財 指定記念物	50,000	所有者等
指定無形文化財 指定無形民俗文化財	必要額の範囲内で、個別に決定する。	保持者又は保持団体の代表者
備考		
1 件数は、文化財登録台帳の登録ごとに1件とする。		
2 同一会計年度内に奨励金の交付を受けた文化財については、補助金を交付しない。		

別表 3

交付対象経費の明細（第6条関係）

区 分	補助対象事業	事業内容	
区指定文化財	無形文化財	伝承者養成	研修会・講習会の開催、実技指導
		研修発表会	伝承養成事業の成果発表会
		保存に必要な道具等の補修整備事業	伝承養成事業に必要な用具等の修理・購入
		保存伝承事業	保存に必要な設備の修理・購入
			保存に必要な材料・用具の修理・購入
		無形民俗文化財	伝承者養成
	保存伝承事業		保存に必要な設備の修理・購入
			保存に必要な材料・用具の修理・購入
	現地公開、発表会等に要する費用		
	会議費（役員会・総会等）		
	会場費（会議・稽古等）		
	公開事業の各種経費（参加費・運搬費・交通費等）区主催事業を除く		
	事務費（事務用消耗品・備品等）		

平成 年 月 日

板橋区長様

住所

氏名

印

(名称)

(保持団体名・代表者名)

平成 年度板橋区文化財保護 奨励金 交付申請書
補助金

板橋区文化財保護奨励金及び補助金交付要綱に基づき下記の

奨励金
とおりの交付を受けたいので申請します。
補助金

記

- 1 交付の申請に係る文化財の名称
- 2 対象事業名
- 3 交付申請額

第2号様式

奨励金 平成 年板橋区文化財保護 交付対象事業計画書 補助金 申請者 _____ 印			
文化財の名称			
交付対象事業名			
交付対象事業の目的			
交付対象事業の内容			
交付対象事業の効果			
事業着手 予定年月日	平成 年 月 日	事業完了 予定年月日	平成 年 月 日

(注) 工事関係の事業については設計仕様、設計図面を添えること。

第3号様式

平成 年度						
奨励金 板橋区文化財保護 交付対象事業経費予算書 補助金						
総事業費		円				
対象経費		円				
交付申請額		円				
対 象 事 業 の 収 支 予 算	収 入 の 部	科 目		金 額	内 訳	
		計				
	支 出 の 部	科 目		金 額	内 訳	
		対 象 経 費				
			小 計			
		そ の 他 の 経 費				
			小 計			
		計				
	備 考					

(注) 資金計画及び支出内訳について記載のこと。

第4号様式

団 体 に 関 す る 調 書			
平成 年 月 日現在			
団 体 名			
団体の所在地		電話	
団体の主な事業			
団体の資産及び負債			
資金の負担状況			
役員及び構成員支部等			

板教生第 号

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

平成 月 月 日付で交付申請のあった平成 年度

奨励金

東京都板橋区文化財保護 は、下記により交付します。

補助金

平成 年 月 日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

1 交付金額

2 交付対象文化財の名称

3 交付対象事業名

4 交付の条件

- (1) 補助金の交付決定後に事情の変更により交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことがある。
- (2) 次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、ア・イに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。
 - ア. 交付対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ. 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ. 交付対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - エ. 交付対象事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき。
- (3) 交付対象事業は、原則として当該会計年度内に完了しなければならない。
- (4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は速やかにその理由、その他必要な事項を書面により報告しなければならない。
- (5) 交付対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付対象事業の是正又は一時停止を命ずることができる。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、決定の通知の受領後14日以内に申請を取り下げることができる。

第6号様式

平成 年 月 日

板橋区長様

住所

氏名

印

平成 年度 板橋区文化財保護補助金交付対象事業実績報告書

下記のとおり補助金交付対象事業の実績報告をいたします。

記

- 1 文化財の名称

- 2 交付対象事業名

- 3 交付決定額

- 4 交付対象事業の成果

- 5 添付書類

第6号様式裏面

6 奨励金又は補助金に係わる収支計算に関する事項			
総事業費		円	
対象経費		円	
交付金額		円	
収入の部	科目		内訳
	計		
支出の部	科目		内訳
	対象経費		
		小計	
	その他の経費		
		小計	
	計		
7 その他			

平成 年度板橋区文化財保護補助金の額の確定通知書

様

平成 年 月 日付で実績報告のあった平成 年度板橋区文化財
保護補助金「 保存事業」については、東京都
板橋区文化財保護奨励金及び補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下
記のとおり額を確定します。

平成 年 月 日

板橋区長 坂本 健

記

確定額

円